共同募金助成金申請要領

(助成申請書の提出)

- I A募金の助成(以下「A助成」という。)及びB募金の助成(以下「B助成」という。)の助成申請書の提出については、次のとおりとする。
- 1 A助成関係

(様式1)を募金年度5月31日までに島根県共同募金会(以下「本会」という。)へ提出する。

2 B助成関係

市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)及び社会福祉団体は、(様式1)を募金年度4月30日までに島根県共同募金会市町村共同募金委員会(以下「共同募金委員会」という。)へ提出する。

ただし、市町村社協は、赤い羽根データベースはねっと(以下「はねっと」という。)で助成申請明細を入力することにより、助成申請書の提出に替えることができる。

(助成額の決定)

- Ⅱ 助成額の決定については、次のとおりとする。
- 1 A助成関係の助成額は、募金年度末までに決定し、直接通知する。
- 2 B助成関係の助成額は、募金終了後共同募金委員会からのはねっとによる共同募金実績報告に基づき決定し、共同募金委員会を経由して通知する。

(助成金交付申請書の提出)

Ⅲ 助成額決定を受けた社会福祉施設・社会福祉団体(以下「助成を受けた者」という。)が、助成金を 受領するにあたっては、事業実施前に助成金交付申請書(様式2)を、また事業完了後ただちに助成 事業実施報告書(様式3)を本会会長に提出する。

なお、B助成については、共同募金委員会会長に提出することとする。

(助成金の交付)

IV 本会は、毎月 20 日までに助成を受けた者から提出された交付申請書記載事項及び添付書類が適当と認めたときは、月末に助成金を交付する。

(助成指定事業の明示)

- V 助成を受けた者は、共同募金助成指定事業であることの明示については、次のとおりとする。
- 1 施設・備品整備事業については、本会から送付するシール、表示板等により明示する。なお、自動車については、車両両側面に「一共同募金たすけあい号」と明示する。(羽根のデザインは、本会指定のものとする。)
- 2 上記1以外の事業については、資料・チラシ等に本会が定める「助成明示のしおり」により明示する。

(助成指定事業の変更)

VI 助成を受けた者は、次に該当する場合は、助成事業変更承認申請書(様式4)を本会会長に提出し、 承認を受けなければならない。

なお、B助成については、共同募金委員会会長に提出することとする。

- 1 助成指定事業の内容を変更するとき
- 2 助成指定事業が期間内に完了しないとき
- 3 当該事業の遂行が困難になったとき
- 4 助成指定事業を中止、または廃止したとき
- 5 助成金に剰余が生じたとき